

R6 年度
PR版

加入のご案内



第5期鶏卵生産者経営安定対策事業

(令和5～7年度)

あなたの採卵経営のお役に立ちます♪

1. 鶏卵価格差補填事業
2. 成鶏更新・空舎延長事業

一般社団法人 日本養鶏協会

TEL / 03-3297-5515

FAX / 03-3297-5519

E-mail / info@jpa.or.jp

詳しくは上記事務局までお尋ね下さい。

事業のあらまし

- 第5期事業の主な変更点
第5期事業の主な変更点は、鶏卵価格差補填事業、成鶏更新・空舎延長事業の充実・強化などです。
- 事業に参加できる方
採卵用成鶏めすを100羽以上飼養し、当協会と契約を締結する生産者

〈鶏卵価格差補填事業〉

- 補填水準
$$[(\text{補填基準価格}^{*1}) - (\text{標準取引価格}^{*2})] \times 0.9$$

成鶏更新・空舎延長事業発動の場合でも経営規模に拘わらず交付(補填基準価格と安定基準価格の差額(18.0円/kg)を上限とする。

 - *1 毎年度決定、令和5年度は222円/kg
 - *2 JA全農たまご株式会社の毎月の規格卵加重平均価格
- 補填額の財源
5 (生産者の積立金) : 1 (国の補助金)

- 補填額と生産者と国の負担 (例)

補填対象			の場合 =	生産者の負担	国の補助
数量	補填価格	補填額		(5/6)	(1/6)
30,000kg	10円	300,000円		250,000円	50,000円

- 各月の契約数量を各月の日数に応じて設定し生産実態に合致させるため、1羽当たりの契約数量を月単位から日単位に変更

〈成鶏更新・空舎延長事業の充実・強化〉

- 鶏卵価格の異常低落時^{*3}に、成鶏更新・空舎延長事業に参加した場合の奨励金

空舎期間 60～90 日未満

成鶏めす 10万羽以上規模層：210円/羽

成鶏めす 10万羽未満規模層：310円/羽

空舎期間 90～120 日未満

成鶏めす 10万羽以上規模層：420円/羽

成鶏めす 10万羽未満規模層：620円/羽

空舎期間 120～150 日未満

成鶏めす 10万羽以上規模層：630円/羽

成鶏めす 10万羽未満規模層：930円/羽

*3 鶏卵価格の異常低落時

標準取引価格（日ごと）が安定基準価格（令和5年度は 190円/kg）を下回った時

- 再導入するひなが 120 日齢を超えている場合は、空舎期間のカウント方法を当該ひなが 120 日齢に達した日までに変更しました。

- 小規模生産者(10 万羽未満)に限り対象とする出荷期間を拡張しました(標準取引価格(日毎)が安定基準価格を下回る日の40日前(変更前は、30日前)から上回る日の前日(上回る日の前日までに食鳥処理場に予約されている場合は上回る日の40日後(変更前は、30日後)までの成鶏出荷が対象。)

- 1月の発動を原則除外、また、非常時における事業発動を停止できるようにしました。

- 成鶏更新・空舎延長事業奨励金の財源
1(生産者の協力金):3(国の補助金)

〈その他の留意事項〉

- 令和6年度の負担金等単価
積立金単価3.23円/kg、協力金単価0.37円/kg、手数料単価0.07円/kg、及び拠出金単価*40.01円/kgで、計3.68円/kgとなります。
*4拠出金:養鶏協会が行う消費拡大に向けた取組みのため、加入生産者は納付することが規定されています。

- 令和 6 年度の別途納付金単価
令和 5 年度末の支払準備金に残額がある場合、新規加入生産者及び契約数量増加加入生産者は、別途納付金の納付が必要となります。
単価が決まり次第ご連絡いたします。
(納付期限：令和 6 年 4 月 30 日)

- 負担金（積立金と協力金）の税制上の取扱い
負担金は経理上、損金として取り扱われます。

- 天災・鶏病発生時等の取扱い
天災、鶏病発生時等の場合には、実際の飼養羽数に合わせた契約数量に変更できます。

- 基本契約期間終了時（令和 7 年度末）の負担金残額の取扱い
負担金の残額が納付されるべき負担金の 1 / 3 を超えた場合には、超えた額を負担金の納付割合に応じて返還いたします。（自己都合等により解約した場合を除きます。）

- 電子申請サービス
申請等の手続きの手間を軽減するため、電子申請サービスを導入しました。

☆ 加入のお願い

本事業は、鶏卵生産者の皆様の相互扶助により、経営安定と鶏卵価格の安定を図る事業ですので、できる限り多くの生産者の加入をお願いいたします。

☆ 加入希望の際の問い合わせ方法

本事業への加入をご検討、ご希望する方は、令和6年3月15日までに、別紙にご住所、法人・個人名等をご記入の上 FAX 又は E メールをご送付願います。本事業の関係資料や契約書類を郵送いたします。

鶏卵生産者経営安定対策事業 (鶏卵価格差補填事業・成鶏更新・空舎延長事業)

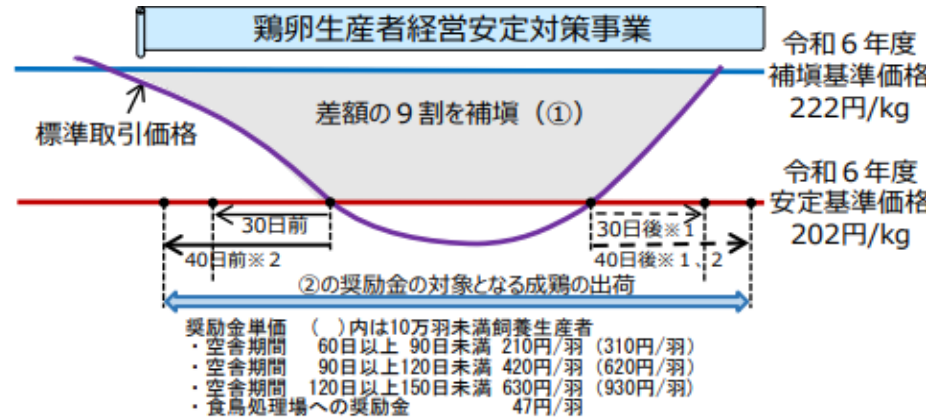
鶏卵価格が低落した場合、価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

1 鶏卵価格差補填事業

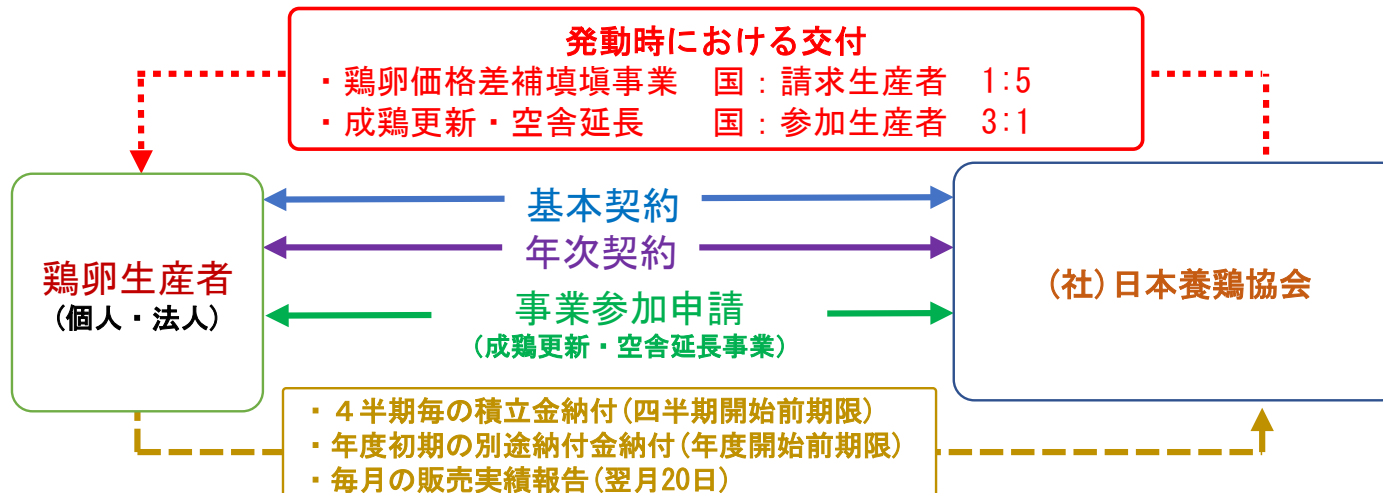
鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填（2の事業への協力金の拠出が要件）。

2 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の日々の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対し奨励金を交付。



※1 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合。
※2 10万羽未満飼養生産者に限る。



(一社) 日本養鶏協会あて

令和6年度鶏卵生産者経営安定対策事業契約関係資料の
送付を依頼します。

ご住所	〒
法人名等	
代表者名	
電話番号	
FAX 番号	

FAX 送付番号：03-3297-5519